平成２１年（フ）第２９９８号
福岡県糟屋郡志免町南里４丁目８番14―701号
債務者　中西　祐司
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００８号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目８番１―207号
債務者　田中　英子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１９号
福岡市早良区荒江３丁目24番22号
債務者　山田えり子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８８号
宮城県黒川郡大郷町川内字長福寺山47番地３、住民票上の住所宮城県黒川郡大郷町川内字姥ケ沢畑８番地
債務者　小野とみを
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５８号
宮城県塩竈市北浜４丁目１番３―202号　県営塩釜北浜住宅３号棟
債務者　相澤　　梢（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５８号
仙台市若林区上飯田２丁目25番13号　上飯田ハイム13
債務者　今村　一徳
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９０号
仙台市若林区荒井字初田40番地の５　メゾンドＳ303
債務者　海老原竜夫
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９９号
仙台市泉区紫山３丁目20番地の２
債務者　近松　京子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６５号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘３丁目10番20号
債務者　安食　明雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６６号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘３丁目10番20号
債務者　安食千代子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７１号
仙台市青葉区小田原６丁目２番７号　ルグラン小田原206
債務者　海藤　太一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７２号
宮城県多賀城市笠神５丁目14番１―２号
債務者　二瓶　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７３号
仙台市泉区松森字松木沢８番地の１　レオパレス泉弐番館106
債務者　千葉　範人
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７００号
水戸市渡里町2602番地の２
債務者　大内　博文（旧姓広木）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１号
埼玉県秩父市山田2392番地８
債務者　工藤　邦人
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１８３３号
京都市南区久世上久世町139番地の２　日光ハイツ南桂202号
債務者　磯田多香子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７６号
京都府向日市上植野町南淀井３番地の21
債務者　余頃由里子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２２号
京都市右京区太秦八反田町10番地９　第１北原ハイツ201号室
債務者　大野まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係